

足利銀行問題等地域活性化対策特別委員会

報 告 書

平成21年1月

足利銀行問題等地域活性化対策特別委員会

目 次

	頁
1 はじめに	1
2 委員会の活動状況	2
3 足利銀行問題	4
(1) 受け皿決定以後の主な動き	4
(2) ㈱足利銀行の経営状況（平成20年3月期決算）	5
(3) ㈱足利ホールディングスの事業計画	6
(4) ㈱足利ホールディングスに係る地元出資	6
(5) ㈱足利銀行に対する期待	8
(6) 県に対する提言	9
4 中小企業対策	11
(1) 地域経済の現状と課題	11
(2) 県の取組	12
(3) 県等に対する提言	13
5 雇用対策	17
(1) 本県の現状と課題	17
(2) 県の取組	18
(3) 県に対する提言	18
6 温泉観光地の活性化対策	20
(1) 本県の現状と課題	20
(2) 国の動向	22
(3) 県の取組	22
(4) 県に対する提言	23
7 おわりに	26
8 委員名簿	27
9 調査関係部局課	27

1 はじめに

本県の中核的金融機関である足利銀行が、4年半の一時国有化措置を経て、平成20年7月1日から新銀行としてスタートした。県議会としては、これまで足利銀行問題を県政の重要課題として捉え、特別委員会を設置し、県執行部、県関係国会議員及び関係機関と緊密な連携を図りながら、本県経済と県民生活に及ぼす影響を最小限に止めるため、積極的に取り組んできたところである。

一方、米国の金融危機に端を発する世界経済の減速や急激な円高は、生産、雇用、消費の各面で、我が国の地域経済にも深刻な影響を及ぼしている。本県においても、輸出への依存度が高い製造業を中心に業績の悪化が見られ、また、非正規労働者を中心としたいわゆる「派遣切り」や「雇い止め」等の雇用調整は、県民生活にとって大きな不安要因となっている。さらに、地域経済の屋台骨を支える中小企業においては、資金繰りへの不安の声も聞かれ、倒産件数の増加等が懸念される場所である。

加えて、足利銀行問題によって大きな痛手を受けた県内の温泉観光地においては、行政と民間が一体となった地域再生への取組が進められており、訪日外国人旅行者の増加など、新たな観光交流の芽吹きによる観光立県の推進が期待されるが、今日の厳しい経済情勢がもたらす地域の持続的発展への影響を懸念する声もある。

このため、本委員会としては、「足利銀行の新銀行移行期における県内金融情勢の調査及び地域経済の活性化対策」を調査研究の重点テーマに掲げるとともに、併せて平成20年秋以降の地域経済の急激な変化にも大きな関心を払いながら、機動的かつ精力的な委員会活動を展開してきた。本報告書は、その活動の結果を取りまとめたものである。

2 委員会の活動状況

- 1 平成20年3月21日（金） 〔第1回委員会 定例会中〕
 - (1) 第293回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。
 - (2) 正副委員長の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に高橋修司委員が選任された。
 - (3) 閉会中の継続調査事件として、次の1件を議長に申し出、議決された。
 - ・ 足利銀行問題等地域活性化対策に関する調査研究について

- 2 平成20年4月24日（木） 〔第2回委員会 閉会中〕
 - (1) 委員席を決定した。
 - (2) 重点テーマを次のとおり決定した。
 - ・ 足利銀行の新銀行移行期における県内金融情勢の調査及び地域経済の活性化対策について
 - (3) 年間活動計画を決定した。
 - (4) 足利銀行問題の経緯について、執行部から報告を受けた。

- 3 平成20年6月11日（水） 〔第3回委員会 定例会中〕
 - (1) ㈱足利銀行の平成20年3月期決算について、当該銀行から聴取し、質疑を行った。
 - (2) ㈱足利ホールディングスの事業計画について、野村グループから聴取し、質疑を行った。

- 4 平成20年7月3日（木）～4日（金） 〔第4回委員会 閉会中〕

福島県喜多方市及び会津若松市において県外調査を行った。

調査事項：① 温泉地の事業再生について

② 観光地及び商店街の活性化について

- 5 平成20年8月7日（木） 〔第5回委員会 閉会中〕

観光資源等を活かした地域活性化対策として、①県内温泉観光地の活性化に向けた取組

状況及び②鬼怒川・川治温泉における地域再生について、執行部から聴取し、質疑を行った。

6 平成20年9月2日（火） [第6回委員会 閉会中]

日光市において現地調査を実施し、併せて日光市、特定非営利活動法人鬼怒川・川治温泉観光協会及び日光商工会議所との意見交換を行った。

調査事項：鬼怒川・川治温泉等の地域活性化の状況について

7 平成20年10月3日（金） [第7回委員会 定例会中]

(1) 県内中小企業の景況感について、(社)栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会及び栃木県中小企業団体中央会から聴取し、質疑を行った。

(2) 県内中小企業に対する信用保証の状況について、栃木県信用保証協会から聴取し、質疑を行った。

8 平成20年11月27日（木） [第8回委員会 閉会中]

(1) 県内中小企業における金融情勢について、(社)栃木県銀行協会〔㈱栃木銀行〕、栃木県信用金庫協会〔烏山信用金庫〕及び栃木県信用組合協会〔真岡信用組合〕から聴取し、質疑を行った。

(2) ①経済変化に対応する緊急対策及び②㈱足利ホールディングスに係る地元出資について、執行部から報告を受けた。

9 平成20年12月22日（月） [第9回委員会 定例会中]

(1) 地域経済活性化対策として、①地域建設業経営強化融資制度及び②県内における雇用情勢等について、執行部から聴取し、質疑を行った。

(2) 報告書の取りまとめについて、検討を行った。

10 平成21年1月28日（水） [第10回委員会 閉会中]

(1) ㈱足利ホールディングスに係る地元出資に関する協議結果について、執行部から報告を受けた。

(2) 報告書（案）について、検討を行った。

3 足利銀行問題

㈱足利銀行は、平成15年11月末の破綻認定、一時国有化措置に伴い特別危機管理銀行となり、新経営陣の下で経営改善に向けた様々な取組が行われた。そして、その取組が着実に成果を上げたことから、平成18年9月1日、国（金融庁）による具体的な受け皿選定作業が開始され、平成20年3月14日、受け皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れているとされた野村グループが、最終的に当該銀行の受け皿として選定された。

(1) 受け皿決定以後の主な動き

受け皿決定以後の主な動きは、【表1】のとおりである。

【表1】受け皿決定以後の主な動き

年 月 日	主 な 動 き
平成20年 3月14日(金)	国（金融庁）は、野村グループを㈱足利銀行の受け皿として選定した。この選定に伴い、受け皿である野村グループの事業計画書及び株式売買契約(案)の概要が公表された。
4月11日(金)	預金保険機構と㈱足利ホールディングス、野村グループ、㈱足利銀行との4者間で㈱足利銀行の株式の譲渡に係る株式売買契約が締結された。
5月16日(金)	㈱足利ホールディングスが、銀行法に基づく銀行持株会社として認可された。
5月20日(火)	㈱足利銀行の平成20年3月期決算が公表されるとともに、㈱足利ホールディングスの事業計画が公表された。
6月30日(月)	預金保険法第118条に基づき、預金保険機構が㈱足利銀行に対する資金援助（金銭贈与）を実施した。
7月1日(火)	預金保険機構は、㈱足利銀行の株式を㈱足利ホールディングスに譲渡し、㈱足利銀行の特別危機管理措置（一時国有化）が終了した。これにより、㈱足利銀行は通常の地域銀行としてスタートした。

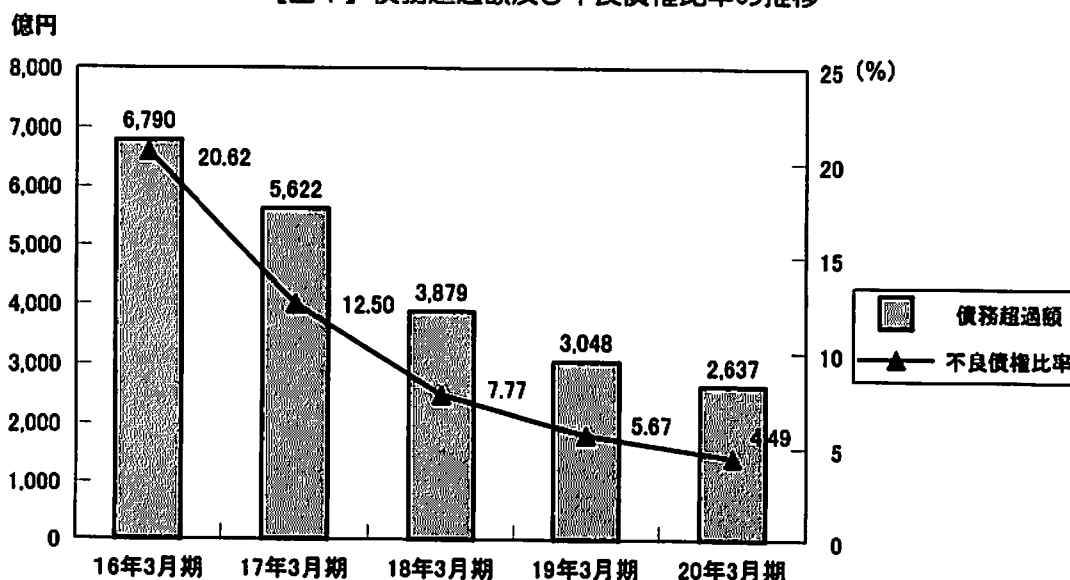
(2) ㈱足利銀行の経営状況（平成20年3月期決算）

平成20年7月1日の新銀行としてのスタートを目前に控え、平成20年6月11日（第3回委員会）に㈱足利銀行の役員等を参考人として招致し、平成20年3月期決算の概要を聴取した。

当該銀行においては、一時国有化措置を受け、新経営陣の下で策定した預金保険法第115条に基づく「経営に関する計画」に沿って、役職員が一丸となり、収益基盤の再構築や企業の再生等を通じた資産の健全化に努めるなど、経営改善に向けた様々な取組を実施し、平成19年3月までの計画期間において、計画を上回る着実な実績を上げたところである。

平成20年3月期決算においても、景気回復の鈍化や米国に端を発するサブプライムローン問題の影響等、不安定な金融環境にもかかわらず、業務粗利益は計画とほぼ同水準の856億円となったほか、業務純益440億円（計画比104.7%）、経常利益376億円（同比101.6%）を確保するなど経営は順調に推移していた。また、資産・負債の状況を見ても、前年同期に比して、貸出金残高は増加し、不良債権（リスク管理債権）残高は大幅に減少して不良債権比率が4.49%まで低下した。こうした結果、債務超過額も2,637億円に圧縮され、資産の健全化が図られた結果が数字としても現れたところであり、再生に向けた取組が着実に成果を上げたものと考えられる（【図1】参照）。

【図1】債務超過額及び不良債権比率の推移



(3) ㈱足利ホールディングスの事業計画

平成20年5月20日に公表された㈱足利ホールディングスの事業計画については、同年6月11日（第3回委員会）に、野村グループの役員等を参考人として招致し、直接、事業計画について聴取した。

事業計画には、①譲受けスキームとして、野村グループを中核とした株主コンソーシアムを組成し野村グループが議決権比率の過半を保有すること、平成20年度内に50億から100億円程度を上限とした地元出資を想定すること、譲受け方式は株式譲渡方式を採用すること等、②経営方針等として、“地域産業連関のハブ”として地域産業振興支援の中核となる金融機関を目指し、地域密着型ビジネスモデルの堅持・発展と事業持続可能性の確保の2つの方針を重視した経営を行っていくこと、委員会設置会社とし取締役会の過半数を社外取締役とすること、代表執行役の諮問機関として外部の有識者や地域関係者を構成員とする「業務アドバイザーコミッティ」を設置し幅広い視点から外部の助言、意見を取り入れる体制とすること等、③金融仲介機能の発揮等として、譲受け後半年を目途に事業計画に基づいた中期経営計画を策定すること、譲受け後の足利銀行は栃木県に本店を有する地域に根ざした地域の中核的金融機関として地域密着型金融の推進を図っていくこと、「事業再生・中小企業金融の円滑化」のため、様々なライフサイクルの段階にある企業に対し、そのニーズに応じた適切なサービスの提供を行っていくこと、ボランティア活動等を通じた社会貢献活動や中心市街地の活性化にも貢献していくこと等が記載されているが、野村グループの役員等からは、株主として㈱足利銀行を支援していくこと、リレーションシップバンキングを実践することが重要と考えていること、さらに、“地域産業連関のハブ”としての機能を適切に果たす中で地域活性化に最大の貢献をしていきたいこと等が、改めて表明された。

(4) ㈱足利ホールディングスに係る地元出資

地元出資については、㈱足利ホールディングスの事業計画に盛り込まれたが、地元出資の形態等の詳細については、野村グループが地元と協議して決定するとされており、また、譲渡が制限されるなど制約の多い未公開株式による増資であるため、課題も多いことから、協議の前段として、県と野村グループとの間で実務者レベルでの勉強会

が行われてきた。

この勉強会の状況については、平成20年11月27日（第8回委員会）に、県執行部から、県と野村グループの勉強会がこれまで8回持たれ、法令上の制約等の洗い出しや地元出資の趣旨・目的を踏まえ、事例なども探りながら、こういった形態が有り得るのか、望ましいのかなどについて意見交換を行っており、出資の形態としては、公募募集、第三者割当募集、そして、第三者割当でも機関投資家に限定して勧誘もしくは50名未満の少人数に対して勧誘する私募の3つの形態があり、形態ごとの長所や課題等は【表2】のとおりである旨、報告がなされた。

【表2】地元出資に係る形態等

出資形態区分	区 分		金融商品取引法上の区分	
			募 集【公 募】 ・多数の者を相手方として勧誘	私 募 ・機関投資家に限定して勧誘 ・もしくは少人数(50名未満)に対して勧誘
	一般的な募集方法の区分	公 募 (一般募集)	ケース①	ケース② (50名以上への勧誘が可能)
課 題 等	区 分	ケース①「公募(一般募集)」	ケース②「募集(第三者割当)」	ケース③「私募(第三者割当)」
	長 所	1 幅広い投資家への勧誘が可能 2 第三者割当よりも多額の調達が可能(但し、今回の増資は資金調達が目的でない。)	1 私募と比較して幅広い投資家への勧誘が可能	1 コスト・時間面での制約が少なく臨機応変な対応が可能 2 投資知識のある投資家に限定でき、コンプライアンス上の問題は少ない。
	課 題	1 「投資家保護」という金商法の趣旨から考慮すると、投資情報の極めて少ない非公開株のリスク(業績変動、上場時期、売却の制約等を含む)を数多くの一般投資家(個人を含む)に理解していただくことは困難であると思われる。 2 足利HDにおいて、有価証券届出書・目論見書等の作成が必要 ①その内容は、上場時期の不確実さを考慮し、十分な精査が必要 ②事業計画見直し等に係るディスクロージャー対応が不可欠 ③時間、コスト負担増 ④財務局との相談・調整 3 地域限定(地元)や個人等を除外した募集はできない。	1 対象が限定されるため、高い透明性、客観的な基準が必要 例)最低投資金額、勧誘企業等 2 募集に当たって足利HD等が実質的な関与をすることは、優越的地位の濫用、利益供与、過去の経緯等から不可能であると思われる。	同 左
	手続等	・有価証券届出書作成 ・財務諸表の監査(監査法人) ・財務局との調整等 ・事業計画の修正 ・有価証券届出書提出、募集 ほか 上記手続は、財務局との調整結果等にもよるが最低5ヶ月程度が必要	同 左 勧誘対象の確定	・勧誘対象の確定 ・日本証券業協会へ届出 ・金融庁へ増資の届出 ほか 上記手続は、概ね2ヶ月程度

さらに、最近の世界的な金融危機による急激な景気悪化に伴い、県内企業においても資金需要の増加や収益悪化が見込まれる中、平成21年1月28日（第10回委員会）に、執行部から、事業計画で今年度中に想定されていた地元出資については、出資を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、同年1月16日、野村グループからの提案に基づき、地元との協議の結果、来年度以降に見送られることになった旨、報告がなされた。

(5) ㈱足利銀行に対する期待

① 地域密着型金融への取組

㈱足利銀行及び㈱足利ホールディングスの平成20年9月期決算においては、厳しい経済環境の中であって、着実に地域金融機関としての健全化と地域密着型金融への取組が見られる。

今後とも引き続き、㈱足利銀行及び㈱足利ホールディングスには、本県産業・経済の安定と発展のために、地域の中核的金融機関としての使命を果たし、円滑かつ積極的な資金供給に取り組むことを強く期待する。

また、店舗配置の利便性向上を図るなど、なお一層の地域・顧客サービスの向上に努めることを期待する。

② 事業再生ノウハウの活用

事業計画では、新生足利銀行の目指すべき姿が“地域産業連関のハブ”としての機能提供を行いうる金融機関であるとしている。今後、その決意の実現に向け、これまで蓄積された事業再生のノウハウや野村グループの持つ証券系のノウハウを活用し、中小企業の再生に努めるとともに、本県の成長戦略に大いに貢献されるよう期待する。

③ 地域貢献への取組

事業計画では、中心市街地活性化への関与や産学官連携の強化など、地域活性化への貢献も示されていることから、地域の中核的金融機関として、地元企業の育成はもとより、地域貢献の分野においても、積極的に対応されることを期待する。

④ シンクタンクの創設と県内産業の育成・振興

㈱足利銀行においては、シンクタンクの設立準備が進められているが、このような地域活性化への取組を積極的に進めるとともに、中小企業における新分野への展開を支援するなど、県の政策と協調した取組を通じて、県内産業の振興に寄与することを期待する。

(6) 県に対する提言

① 新銀行への適切なコミットメント維持

受け皿である野村グループが策定した㈱足利ホールディングスの事業計画では、現経営陣による㈱足利銀行の経営を高く評価し、それを承継しつつ、“地域産業連関のハブ”としての機能を提供する金融機関を目指し、地域密着型ビジネスモデルの堅持・発展と事業持続可能性の確保を重視した経営を行うことが明記された。

また、預金保険機構と受け皿等の株式売買契約書は、栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮させていくことを目的とした当該銀行の株式売買契約であることが表明されており、㈱足利ホールディングス及び㈱足利銀行は、最低3年間は事業計画の適切かつ確実な履行義務を負い、これらの履行状況の公表義務を負うほか、株式譲渡や上場においても、国（金融庁）の同意を必要とするなどの制限が盛り込まれた。

このように、受け皿の事業計画等は、これまで行ってきた地元の要望活動の成果が実を結んだ内容となっていると認められる。

しかしながら、地元要望の主旨が事業計画等に盛り込まれたとはいえ、引き続き、地域密着型金融が着実に実施されるためには、事業計画の履行が肝要であり、さらに、少数の株主による支配という特殊性も考慮すれば、少なくとも、株式上場時までには、県としても、強い関心を持って事業計画の履行状況や今後の動向等を注視していく必要がある。

このため、県は、引き続き、「業務アドバイザーコミッティ」の場において地元としての意見を述べるなど、必要に応じて、㈱足利銀行はもとより、野村グループに対しても、地元の立場から「言うべきことは言う」という姿勢で臨むべきである。

併せて、㈱足利銀行が、事業計画にもあるとおり“地域産業連関のハブ”として地

域経済の活性化に取り組むよう、要請していく必要がある。

② 国の指導・監督機能の発揮に関する継続的要請

国（金融庁）の受け皿選定の公表資料では、国（金融庁）として、受け皿移行後においても、㈱足利銀行が今後とも地域における金融仲介機能を十全に発揮するとともに、健全な業務運営が行われるよう、事業計画の実施状況のフォローアップや適切な監督を行う旨が明記されている。

従って、県は、国（金融庁）に対し、野村グループが事業計画等に沿った責任を誠実かつ十分に果たしていくよう、国（金融庁）が特別な関心を持って指導・監督することについて、継続的に要請していくべきである。

③ 地元出資への適切な対応

地元出資については、これまでの経緯から県民も高い関心を持っているものと考えられるが、㈱足利銀行が安定的な地域の中核的金融機関としての機能を引き続き発揮できるよう見守っていく必要があり、議論を深めるべき課題といえる。

このため、県は、来年度以降に見送られることとなった地元出資について、今後とも、野村グループと地元との間での協議継続に努め、引き続き適切に対応していくべきである。

4 中小企業対策

(1) 地域経済の現状と課題

米国に端を発した金融危機により世界経済が減速する中で、我が国の経済も急激な景気後退局面に入り、景気の状態は今後さらに厳しくなることが懸念されている。

特に本県は、全国的にも有数のものづくり県であり、自動車産業を始めとした輸送用機械器具等、輸出に依存する製造業の比率も高く、急激な円高とも相まって、構造的にも不況の影響を受けやすい体質である。こうした状況が続くこととなれば、ものづくりを支える中小企業を中心に、倒産が増加することも懸念される。

本委員会においては、こうした県内景気の動向と中小企業の状況を把握するため、平成20年10月3日（第7回委員会）に、(社)栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会のいわゆる商工3団体の代表者等を参考人として招致し、現状を聴取した。また、同日、栃木県信用保証協会の代表者等を参考人として招致し、県内中小企業に対する信用保証の状況を併せて聴取したところである。

各商工団体からの報告を総合すると、景況感を示す県内景気のD.I値も過去最低を示すなど、今回の不況は、いまだかつて経験したことのないものであり、県内経済にも既に影響が出始めているという状況が確認された。こうした状況下では、特に、中小企業に対する円滑な資金供給が要請されるところであるが、参考人からは、金融機関の融資姿勢が慎重になることを懸念する声も聞かれた。

一方、栃木県信用保証協会では、これまで、経営状況を考慮した保証料率の改正や連帯保証人取り扱い基準の緩和、さらには企業支援課の設置による相談体制の強化など、中小企業の支援強化等に取り組んできたところである。その結果、保証実績が大きく伸びているなど、全国的に見ても本県の信用保証は、前向き、かつ積極的に行われていることが確認された。

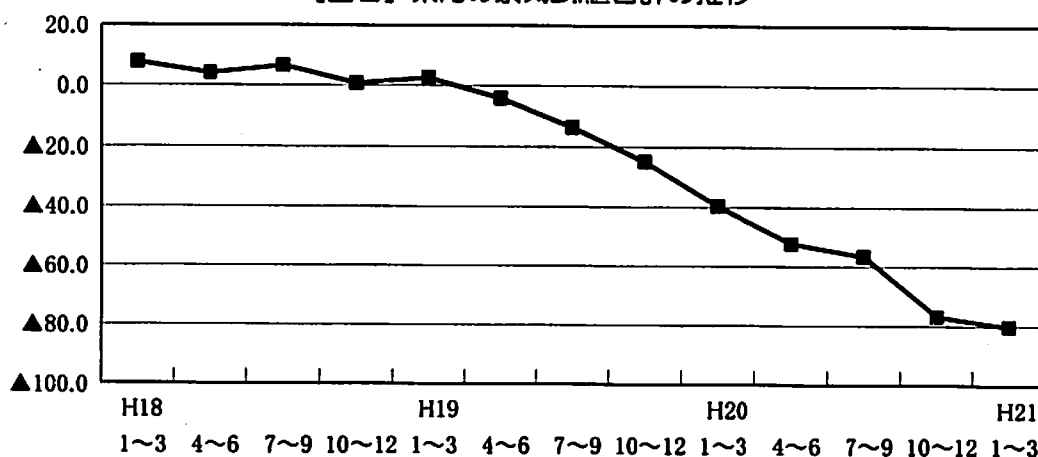
さらに、県内経済が悪化の度合いを深める中、本委員会としても早急な対応が必要と判断し、同年11月27日（第8回委員会）に、中小企業における金融の状況について聴取するため、(社)栃木県銀行協会、栃木県信用金庫協会及び栃木県信用組合協会の代表者等を参考人として招致した。

各金融機関の景況に関する見方は、商工団体の認識と同様、非常に厳しいものとなっ

ており、また、融資内容も設備資金等、前向きな資金が減少し、運転資金といった当座の緊急的な資金の需要が高まりつつあることなどが確認された。こうした中、各金融機関とも地域密着型金融を推進して、中小企業からの融資相談等には最大限の配慮をもって応ずる姿勢が示された。

しかしながら、国内の経済は日々悪化してきており、今後の状況は予断を許さないものがある。また、本県の特事情としては、地域の中核的金融機関である㈱足利銀行が再スタートしてから半年が経過し、正に軌道に乗ろうとしている時期を迎えている。このような中、本県経済の屋台骨を支える中小企業を取り巻く厳しい経済情勢を直視し、行政、経済界、商工団体、金融機関等が緊密に連携し、一丸となってこの難局をいかに乗り切っていくかが、今日の地域経済における最も大きな課題である。

【図2】県内の景気D.I値合計の推移



注) 【D.I.値 = (上向き + やや上向き) - (下向き + やや下向き)】

H20/7~9は実績、H20/10~12は今期見込み、H21/1~3は来期見通し

(「栃木県産業景気動向調査結果(平成20年度第3四半期)」から作成)

(2) 県の取組

① 経済変化に対応する緊急対策

県においては、㈱足利銀行の破綻認定、一時国有化措置以降、新たな資金の創設や融資条件の緩和などの中小企業の経営安定対策や、企業再生への支援など、的確な対応に努めてきたところであるが、今回の世界的な金融危機の影響等による県内経済の急速な悪化に迅速に対応するため、平成20年11月26日に知事を本部長とする緊急経済対策本部会議を設置し、従来の取組に加え、「中小企業の資金繰り対策」、

「緊急雇用対策」、「中小製造業の受注確保対策」の3つを柱とした「経済変化に対応する緊急対策」を実施している。

この中で、中小企業の資金繰り対策としては、県内中小企業の円滑な資金調達を支援するため、国の緊急保証制度に対応した新たな制度融資「緊急環境変化対策資金」を創設するとともに、既存制度である「経営安定資金」（基盤強化融資及び小規模企業振興融資）の拡充や「中小企業運転資金」の融資枠の拡大を行った。加えて、県庁内に「緊急金融特別相談窓口」を設置し、制度融資や緊急保証制度、経営改善などの相談を行っている。

また、緊急雇用対策としては、雇用調整等による離職者に対する再就職支援を行うため、ジョブカフェとちぎ（とちぎ就職支援センター）内に「緊急雇用特別相談窓口」を設置するほか、「移動ジョブカフェ」や「再就職支援合同面接会」の開催、「勤労者生活資金」の融資枠拡大等に取り組んでいる。

さらに、中小製造業の受注確保対策としては、受注確保・開拓に関する専用窓口を県産業振興センター内に設置するとともに、「需要開拓専門員」及び「受発注あっせん員」を配置し、加えて「緊急商談会」の開催や共同受注体制づくりを支援するなど、県内産業構造において高いウェイトを占める中小製造業の受注の確保に取り組んでいる。

② 地域建設業経営強化融資制度の活用

今日、建設産業は、公共投資の減少や価格競争の激化、資材価格の高騰等、極めて厳しい経営環境に直面している。特に、平成20年以降、県内建設業者の倒産等が増加しているなど、県としても緊急に対応を講じる必要があったことから、地域における社会資本の担い手としての建設産業の企業活動の安定と活性化を目的として、国が新たに制定した「地域建設業経営強化融資制度」を本県においても活用し、平成20年12月1日から未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡を認めている。

(3) 県等に対する提言

① 円滑な資金調達支援等

平成20年10月3日（第7回委員会）に県内商工3団体の代表者等を参考人として招

致し、中小企業を取り巻く経済情勢や景況感を聴取したところ、多くの中小企業において、いわゆる資金繰りに不安を感じているという切実な声が、本委員会に届けられたところである。

このような不安を払拭するため、県においては今回の経済変化にいち早く対応し、「経済変化に対応する緊急対策」として、緊急環境変化対策資金の創設や借換制度の拡充等を内容とする中小企業の資金繰り対策を講じたところであるが、まずは既存の融資制度も含め、その周知を十分に図る必要がある。

そのためには、金融機関と行政、商工団体が連携して、情報提供に努めるとともに、緊急経済対策の一環として設置された「緊急金融特別相談窓口」等、専用の相談窓口の継続的な活用等を図るなど、相談機能の充実に努めるべきである。

また、県制度融資の仕組や手続については、中小企業の立場に立った弾力的な運用を検討するなど、最大限の配慮が必要である。

② 関係機関等との連携

制度融資をはじめ、「経済変化に対応する緊急対策」による効果を十分に発揮させるためには、県のみならず、金融機関や県信用保証協会、さらには県内各商工団体が緊密に連携・協力し、中小企業に対する円滑な資金調達等を支援していくことが肝要である。

さらに、今後、企業の再生案件の増加が懸念されるところであるが、個々の案件に適切に対応し、より多くの事業再生を成し遂げていくためには、金融機関と中小企業再生支援協議会等の支援機関との緊密な連携が必要と考える。

また、経営安定対策の実行性を高めるためには、客観的な視点による経営改善計画の策定も必要であることから、引き続き中小企業診断士等、専門家の活用を図るべきである。

③ 金融機関等に対する機動的な要請活動

県としては、従来から年末、年度末の資金需要期に向けて、各金融機関等に中小企業への資金供給の円滑化を要請してきたところであり、特に、今回の厳しい経済状況下においては、企業の債務超過などの定量的な面のみでなく、企業の特徴など定

性的な面にも配慮するよう、要請を行ったところである。今後とも、県内中小企業の切実な声に真摯に耳を傾け、時機を逸することなく、金融機関等に対する機動的な要請活動を実施すべきである。

④ バランスある産業構造への転換と農商工連携の促進

今回の経済不況においては、輸出関連の製造業を中心に急激に業績が悪化している。今後は、本県としても従来型の産業構造にとらわれることなく、地域の資源を有効に活用しながら、農商工連携の促進等、地域経済の発展の萌芽を大切に育てていくための施策を展開すべきである。

⑤ 中小企業の販路拡大

本県がこの難局を乗り越えていくためには、中小企業の販路拡大対策が重要な課題である。県においては、産業振興センター等の各支援機関と連携して、ビジネスマッチングの強化とフォローアップ体制の充実を図るべきである。加えて、各中小企業の持つ技術力を結集する共同受注の取組を支援していくべきである。

⑥ 創業、新分野開拓及び経営革新への取組支援

中小企業の創業や新分野開拓、経営革新への取組を積極的に支援していくことは、地域経済の活力を養うことでもある。県においては、経済環境の変化等にも十分に意を用いるとともに、関係機関と連携しながら、きめ細かな施策の展開に取り組む必要がある。

⑦ 商工団体の機能強化

地域経済の活性化のためには、雇用の大宗を占め、県民生活に密接に関連している中小企業の底上げと活性化を図っていくことが不可欠である。これらの中小企業に対して、きめ細かく親身になった支援を行っていく上で、地域の商工団体の果たす役割は極めて大きい。このため、経営指導員等の資質向上を図るなど、商工団体の機能強化にも十分に配慮すべきである。

⑧ 地域建設業の経営強化

地域建設業は、裾野の広い産業であり、地域における雇用の確保など本県経済を支えてきた産業であり、また、建設業者は、地域の発展に欠かせない社会資本整備の担い手である。このような中、本県においても「地域建設業経営強化融資制度」を活用し、未完成工事にかかる工事請負代金債権の譲渡を認めているところであるが、地域建設業の担う重要な役割に鑑み、さらにもう一層、地域建設業の経営強化対策に取り組むべきである。また、建設業が構造的不況に陥っている状況下においては、他分野への円滑な事業転換が促進されるよう適切な支援に努めるべきである。

5 雇用対策

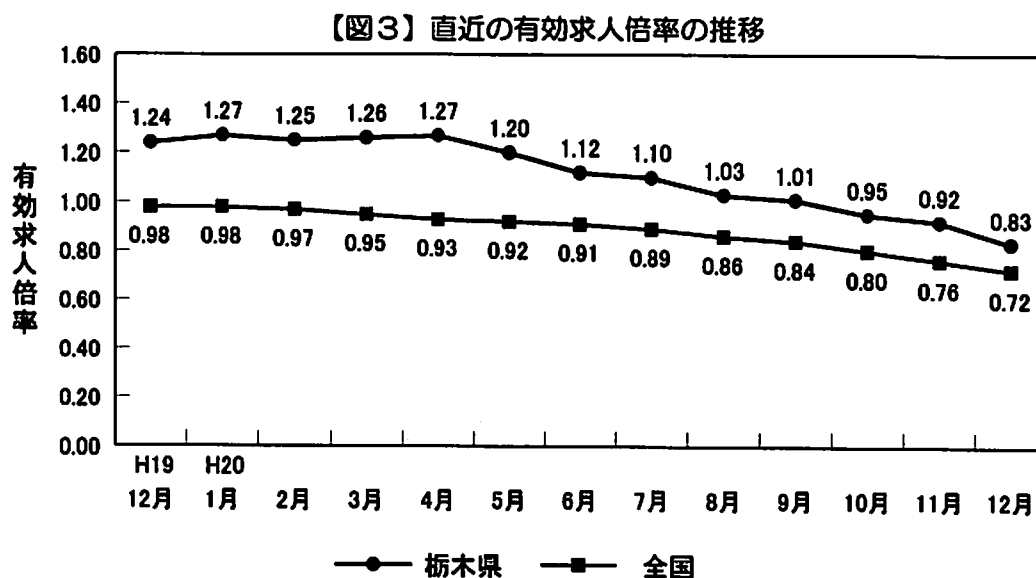
(1) 本県の現状と課題

本県の雇用情勢は、平成19年までは、完全失業率、有効求人倍率ともに改善されてきており、全国的にも高い水準を誇っていたが、平成19年第4四半期以降、失業率が連続して上昇するとともに、有効求人倍率についても、平成20年4月以降低下し続け、同年10月には60ヶ月ぶりに1倍を割り込んだ（【図3】参照）。

また、新規学卒者の就職内定状況も平成20年3月卒までは、高校、大学ともに改善されてきたが、平成20年末の段階において若干の内定取り消しの事実が確認されたところである。さらに、全国的に、いわゆる「派遣切り」や「雇い止め」など、急速な雇用調整の動きが広がっており、本県においても派遣社員等の非正規労働者を中心にかなりの規模での雇用調整が公表されており、今後もその増加が懸念される。

このように、世界的な景気後退の影響が県内における雇用環境の悪化として顕在化しており、特に、本県では、平成20年以降、急速に悪化の途をたどっている。

このような中、県民生活と密接な関係にある雇用環境の改善が、本県を含め我が国にとっての喫緊の課題となっている。



(2) 県の取組

県では、現在、前述のとおり、「経済変化に対応する緊急対策」の3本の柱の一つとして、「緊急雇用対策」に取り組んでいる。

具体的には、ジョブカフェとちぎ（とちぎ就職支援センター）内に「緊急雇用特別相談窓口」を設置し、キャリアカウンセラーを増員して、再就職に向けた総合的な支援を行うとともに、県本庁及び各労政事務所にも同じく相談窓口を設置した。併せて、雇用調整が行われた県内の各地域において「移動ジョブカフェ」を平成20年から新規に開設している。

また、その他、県央地域、県南地域において「再就職支援合同面接会」を行うほか、失業者の生活資金需要に応えるため、制度融資の枠を拡大し、さらに県営住宅への入居枠を別途設けるなど、国、市町、関係団体等の関係機関と連携しながら、雇用調整等による離職者に対する再就職支援等に取り組んでいる。

(3) 県に対する提言

① 的確な実態の把握

今後、県内において、雇用調整が一層進行することが懸念されるが、対策の実効性を高めるためにも、状況の的確な把握に努めることが不可欠であり、新規学卒者等の内定取り消し状況や外国人労働者を取り巻く現状等、県内の雇用情勢の実態把握に努めるべきである。

② 多様な分野での就業機会の創出

福祉や介護施設などにおいては、人手不足の傾向にあり、求人需要も高い分野である。今後、離職者に対する再就職支援先としても有望視されることから、再就職支援合同面接会に参加を要請するなど、県レベルでできる雇用分野の拡大について積極的に対応すべきである。

また、農林業においても、国では耕作放棄地の解消や食料自給率の向上につなげるため、雇用の受け皿としての検討が始まっており、県としても、今後の国の動向を注視しながら、県独自の対応も早急に検討すべきである。

なお、国においては、地球温暖化対策を景気浮揚に結び付けようとする日本版「グ

リーン・ニューディール」構想を策定する方針である。本県においても、エネルギーや環境対策などの分野において雇用の創出を図ることは、本県が持続的発展を遂げていくための道筋を示していく上で、大きな意義があるものとする。

③ 勤労者生活資金の見直し

失業者向けの勤労者生活資金については、制度の周知を図るとともに、離職者の置かれた状況を考慮して、貸付条件の緩和についても、見直しを検討すること。

6 温泉観光地の活性化対策

(1) 本県の現状と課題

本県は、豊かな観光資源に恵まれ、関東地方における観光有力県として、多くの観光客に親しまれている。一方で、県内の温泉観光地においては、地域の中核的金融機関である銚子銀行の破綻認定、一時国有化措置によって、大きな痛手を被った。このような状況に対応するため、これまで、行政と民間が一体となって、温泉観光地の活性化と地域の再生に取り組んできたところである。

この結果、県内温泉観光地においては、他県との地域間競争が激しさを増す中にありながらも、戦後最長となった景気回復等の追い風や、東アジア諸国に的を絞ったインバウンド対策等が功を奏し、【図4】及び【図5】のとおり観光客入込数及び宿泊者数ともに、近年は、回復傾向が見られる。

本委員会としても、県内温泉観光地における地域再生状況を把握するため、平成20年9月2日（第6回委員会）に鬼怒川・川治温泉を現地調査するとともに、併せて、日光市、特定非営利活動法人鬼怒川・川治温泉観光協会及び日光商工会議所の代表者等との意見交換を行った。また、本県の状況を客観的に検証するとともに、広域的連携による観光施策のあり方を研究するため、この県内調査に先立ち、同年7月3日から4日（第4回委員会）にかけて、福島県喜多方市及び会津若松市の状況を調査したところである。

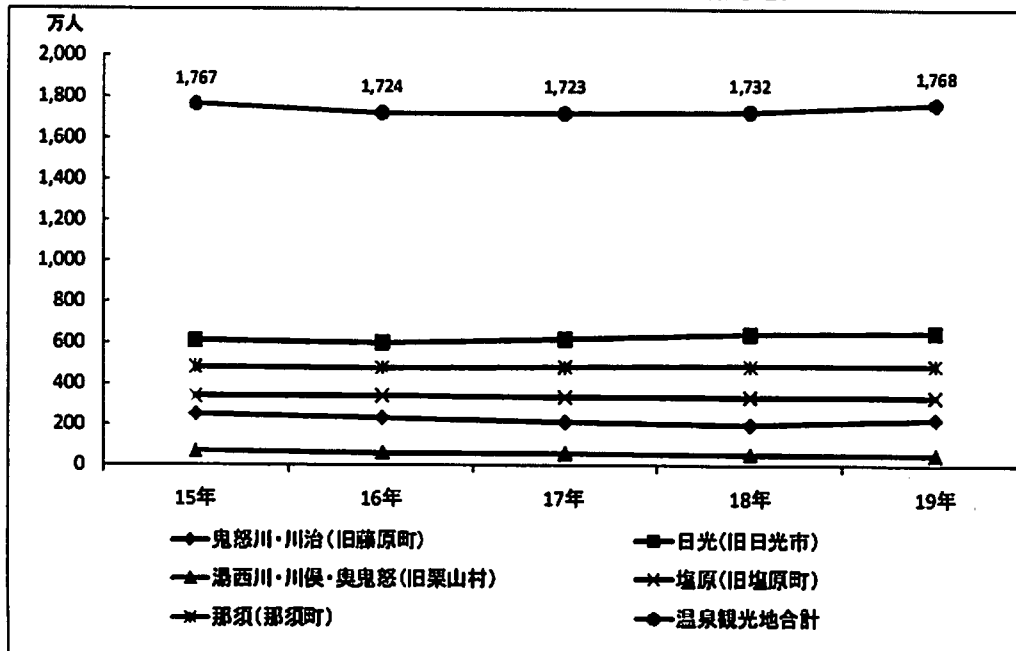
特に、鬼怒川・川治温泉においては、平成16年6月に国の認定を受けた地域再生計画「鬼怒川・川治温泉“自分らしくなれる町”構想実現に向けての再生計画」に沿って、駅前広場や観光情報センターの整備などに加え、キャラクター「鬼怒太」の設置、温泉街全体を美術館と見立てた「歩いて楽しむ美術館」事業等の取組が進められており、平成19年には、宿泊者数が200万人に回復するに至った。

しかしながら、今日の世界経済の減速や円高の進行等が、訪日外国人旅行者数の減少や国内旅行消費の低迷をもたらし、県内温泉観光地にも深刻な影響を与えることが危惧される。

観光産業は裾野の広い産業であり、農林業等との連携による相乗効果の発揮や、その経済波及効果も期待される。このようなことから、経済環境の変化に的確に対応し、

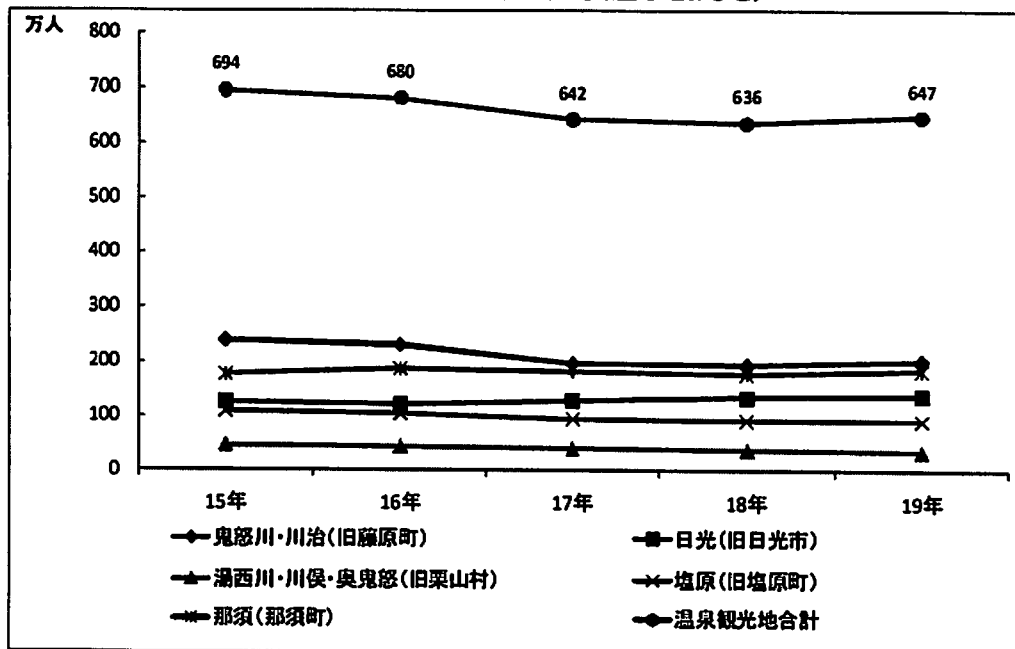
しっかりとした戦略を打ち立て、内需を喚起しながら、再生途上にある県内温泉観光地のさらなる活性化を図っていくことは、本県が観光立県として持続的発展を遂げていく上でも重要な課題である。

【図4】観光客入込数の推移（主要温泉観光地）



（「栃木県観光客入込数・宿泊数推計調査」から作成）

【図5】宿泊者数の推移（主要温泉観光地）



（前掲調査から作成）

(2) 国の動向

国においては、観光立国の実現が21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題であることから、平成19年1月1日の観光立国推進基本法の施行を受け、同年6月29日に観光立国推進基本計画が閣議決定された。そして、機能的かつ効果的な施策の実施を可能とする体制を整備するため、平成20年10月1日から観光庁が設置された。

国では、平成22年に訪日外国人旅行者数を1,000万人に増加させる目標を設定しているが、世界経済の減速や円高の進行等によって、その数が減少傾向にあることから、国においても緊急の対応策が要請されるところである。

(3) 県の取組

① 観光立県「とちぎ」の推進

県においては、「とちぎ産業プラン」の中で、観光産業を21世紀のリーディング産業と位置付け、観光地のブランド化や国内外からの誘客促進、観光地へのアクセス向上など、各種施策の推進に努めてきた。特に、観光基盤整備事業や広域観光ルートの設定など、魅力ある観光地づくりに取り組み、一定の成果を収めてきた。また、国内はもとより国外の誘客促進にも積極的に取り組んできた結果、近年においては、台湾、中国、香港など東アジアを中心に外国人宿泊者数が増加傾向にある。さらに、平成20年度から地域限定通訳案内士制度が導入されたところであり、今後の成果が大いに期待される。

② 鬼怒川・川治温泉における地域再生

鬼怒川・川治温泉の旅館・ホテル等では、バブル経済期の過剰な設備投資により経営悪化に陥っていたほか、旅行形態の変化への対応が遅れたこともあり、観光客宿泊数は、平成5年の352万人から平成15年の238万人へと、10年間で114万人（約3割）減少した。また、㈱足利銀行の破綻認定、一時国有化措置による大きな打撃も加わり、地域の面的な再生や廃墟化した休廃業ホテルの景観対策等、早急な対応が求められていた。

県では、地元自治体が行き組む地域再生推進事業（【表3】参照）の円滑な実施に

向け、庁内関係課による地域再生支援プロジェクトチームを設置したほか、地元自治体に職員を派遣するなど、地元の主体的な取組を積極的に支援してきた。

事業の進捗状況は、土地取得や許認可に関して一部遅れているものもあるが、ハード・ソフトを含めた全体としては、概ね順調に進捗している。

【表3】地域再生推進事業の概要

計 画 期 間	平成16～22年度		
事業数及び進捗状況	40事業 進捗状況:完了17、実施中22、未実施(H22実施予定)1		
事業費総額	約31億5千万円(平成20年4月1日現在)		
	主な財源(予定)	まちづくり交付金 合併特例債等 地域再生事業推進基金	約9億8千万円 約15億5千万円 4億円
主 な 事 業	(1) 豊かな自然を活かした景観対策 ・休廃業ホテル跡地整備5カ所 等 (2) 温泉街の賑わい創出と回遊性の向上 ・鬼怒川温泉駅前広場整備 等 (3) 地域市民が主体的に取り組む意識の醸成 ・ホスピタリティの向上(おもてなし向上委員会) 等		

(4) 県に対する提言

① 観光振興に係るビジョンの明確化と推進体制の強化

観光振興においては、データに基づく戦略的な取組が必要である。また、県における部局横断的な取組はもとより、行政と地域住民、観光協会など、様々な主体が連携・協力し、推進体制の強化を図るべきである。

② 観光事業者等が一体となった地域貢献活動や観光地づくりの推進

今後の温泉観光地の活性化においては、観光事業者等が一体となったまちづくりの視点が求められる。再生された旅館・ホテル等を含め、地域の事業者による主体的な地域貢献活動が促進されるよう県としても積極的に協力していくべきである。

③ 地域資源の再評価による誘客促進

温泉観光地の活性化においては、地域に根ざした伝統文化や祭りなど多様な地域資源を再評価し、これらの地域資源と温泉資源を有機的に結び付け、観光地としての魅力を高めていくことが重要である。また、B級グルメブームに見られる旅行者の幅広いニーズも十分に把握し、リピーターの確保を図っていくべきである。

④ 他産業との連携による誘客促進

今日、地域の基幹産業である農林漁業と商業・工業等の産業間での連携強化による相乗効果の発揮が期待されている。県においても、今年度から「食」をメインテーマとする「食の回廊」事業に取り組んでおり、産業間連携による相乗効果の発揮が期待される場所であるが、本県のイメージのブランド化や地域の特性を活かした体験・交流型のニューツーリズムの創出等による誘客促進など、実効性を高めるための取組を進めるべきである。

また、県内には、先端技術を有する企業の研究開発施設が集積しており、今後、増加が見込まれる産業観光と温泉観光をパッケージ化した商品開発を促進すべきである。

⑤ インバウンド対策

訪日外国人旅行者の誘客については、これまでの取組が実を結び、増加の一途をたどってきたが、今後は、国内はもとより諸外国の観光地との競争の激化が想定される。

本委員会による鬼怒川・川治温泉の現地調査に併せて行われた地元関係者との意見交換においては、インバウンド対策において、県の積極的な支援を求める意見が示された。訪日外国人旅行者にとって、より魅力的でリピート率の高い観光地づくりを推進するために、これら旅行者ニーズを調査し、その結果を各観光地の取組にフィードバックすることが必要である。また、外国語対応案内標識の整備や地域限定通訳案内士の養成及びPR等についても積極的に取り組むべきである。

⑥ 温泉観光地のイメージづくりと定着化

本委員会による鬼怒川・川治温泉の現地調査においては、アイキャッチャーとして

「のれん」等の効果が期待されることを確認した。このような取組を温泉街全体に広げ、イメージづくりとその定着化を図ることが必要と考える。また、宿泊施設等における食の安全・安心への取組は旅行者にとっても極めて関心が高く、温泉観光地のイメージづくりにおいても不可欠の要素である。県においてもこれらの取組が促進されるよう十分に配慮すべきである。

⑦ 広域連携による相乗効果の発揮

本委員会による福島県での調査においては、会津地域の自治体が連携して、「極上の会津プロジェクト協議会」を組織し、会津地域全体への誘客促進に取り組んだ結果、観光客入込数の増加など、大きな成果をあげていることが確認された。

また、福島県から山形県に至る県境を越えた広域観光圏づくりへの取組も進められており、地理的、歴史的につながりの深い観光地間の広域的連携は、本県においても、大いに参考となるものである。

このような中、国の「地方の元気再生事業」において、「日光～会津観光軸元気再生プロジェクト」が選定されるなど、県境を越えた観光周遊ルートの形成に向けた研究が進められているが、県においても、このような広域連携に向けた取組に協力し、相乗効果が発揮されるよう努めていくべきである。

さらに、北関東自動車道の全線開通を見据えた広域連携の取組にも努めるべきである。

⑧ 鬼怒川・川治温泉地域再生事業のモデル化による県内各地域への活用

鬼怒川・川治温泉の地域再生事業は、地域活性化への投資効果という視点において、県内はもとより全国的にも注目されている。

当該事業をさらに意義あるものとするためにも、これまでの取組の成果を検証し、さらに一つのモデルケースとして、県内各地域の活性化対策においても活用できるよう努めるべきである。

7 おわりに

地域の金融仲介機能を担ってきた㈱足利銀行が新たな一步を踏み出したことは、県内が一体となった取組が実を結んだものである。

本委員会としては、㈱足利銀行が引き続き地域密着型の業務運営を通して、県内経済の発展に寄与する中核的金融機関としての責務を果たしていくことを望むものである。

一方、今日の世界同時不況は、㈱足利銀行が再スタートして、県内経済の持続的発展に向けた期待が高まる中、地域に深刻なダメージを与えている。企業の業績悪化、雇用不安、個人消費の冷え込みという負の連鎖に陥ることも懸念されており、本県は極めて困難な情勢に直面している。

このような状況下において、政治や行政は、緊急的な対策を講じているところであるが、引き続き、実効性の高い対策を打ち出すなど、県民の不安を払拭していくための取組が求められている。

本委員会としては、本報告書による提言等が県の施策において、十分に反映され、行政と経済界、関係団体等が緊密な連携を図りながら、県民と一体となって、地域経済の活性化と県民生活の安定に向けて、迅速かつ的確な対応がなされていくことを強く望む。また、県議会としても最大限の支援・協力を惜しまないことを申し添える。

8 委員名簿

足利銀行問題等地域活性化対策特別委員会

委員長	渡 辺 渡
副委員長	高 橋 修 司
委員	保 母 欽一郎
委員	金 子 裕
委員	岩 崎 信
委員	小 林 幹 夫
委員	星 一 男
委員	中 川 幹 雄
委員	小 高 猛 男
委員	三 森 文 徳
委員	佐 藤 信 (平成20年5月18日辞職)
委員	増 渕 賢 一

9 調査関係部局課

総合政策部	地域振興課
産業労働観光部	産業政策課
	工業振興課
	経営支援課
	国際課
	観光交流課
	労働政策課
県土整備部	監理課
会計局	管理課
	会計課